

山梨県緑化計画

(令和6年度～令和15年度)

令和6年3月

山梨県林政部

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画における「環境緑化」とは	3
第2章 環境緑化をめぐる現状と課題	4
1 環境緑化の現況	4
1-1 森林地域の緑化	4
1-2 農村地域の緑化	6
1-3 都市地域の緑化	7
2 社会情勢の変化と課題	13
2-1 社会情勢の変化	13
2-2 県内の状況	15
2-3 環境緑化を推進する上での課題	16
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本目標	17
2 基本方針	17
3 本計画における重点項目	18
第4章 具体的な施策の方策	19
1 緑をつくる	19
1-1 快適な生活環境のための緑地づくり	19
1-2 自然環境や生物多様性に配慮した緑地づくり	21
1-3 魅力ある地域の景観を演出する緑地づくり	21
2 緑をいかす	23
2-1 地域の特性を活かした森の活用	23
2-2 多様なニーズに対応した森の活用	23
3 緑をまもる	24
3-1 地域の景観や文化・歴史と調和した緑地の保全	24
3-2 多様な公益的機能の発揮に向けた緑地の保全	25
3-3 人と自然の共生のための緑地の保全	25
4 緑をまなぶ	26
4-1 緑地にふれあう意識の醸成と機会の提供	26
4-2 緑化推進に向けた人材の育成	27

4-3 緑化に関する情報の提供と調査研究の推進.....	27
4-4 緑化に関わる多様な主体の連携.....	28
第5章 計画の推進体制.....	29
1 各主体が期待される役割.....	29
2 県と各主体の連携.....	30
3 庁内の推進体制	32

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

- 本県では、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、緑豊かな生活環境をつくるのが極めて重要であることに鑑み、県土の環境緑化に関し必要な事項を定め、緑地の保全又は確保について定める他の法令等とあいまって、環境緑化の推進を図ることを目的に、昭和49年10月に山梨県環境緑化条例を制定しました。
- 平成16年3月、県民の緑に対する意識やニーズの変化に対応するため、山梨県環境緑化条例を改正して、条例に規定する「環境緑化に関する計画」に位置づけた上で、今後求められる環境緑化の概念や、基本目標を明らかにするとともに、施策に関する具体的な取り組みや指標等を明らかにしました。
- この計画を推進する中で、地球温暖化対策や生物多様性保全への関心の高まり、人口減少、超高齢社会の到来と健康志向の高まりなど、環境緑化を取り巻く情勢は変化しており、これらの変化や課題を踏まえて、時代に対応した新たな緑化計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 本計画は、山梨県環境緑化条例第3条の規定に基づき、環境緑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項について定めるものとします。

3 計画における「環境緑化」とは

- 本計画では、居住地とその周辺にある農地や森林も包括して、条例第2条に定める「環境緑化」に関する施策を展開し、快適な生活環境、豊かな自然環境、地域の歴史や文化に根ざした美しい風景や景観を創出・保全することとします。

4 計画の期間

- この計画の期間は、長期的な視野に立って環境緑化施策を進めるため、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。
- なお、計画期間中であっても、計画の進捗状況及び社会情勢の変化等を踏まえつつ、必要に応じて計画を見直すこととします。

第2章 環境緑化をめぐる現状と課題

1 環境緑化の現況

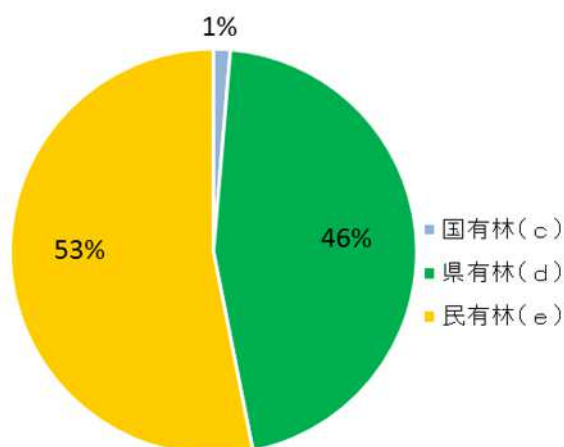
1-1 森林地域の緑化

- 本県は森林が県土の約78%、34万7千ヘクタールを占める全国有数の森林県です。
- この豊かな森林は、木材を生産するだけでなく、自然災害から県土を保全して、県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、多様な公益的機能を発揮することで、県民の安全・安心な暮らしを支えています。
- また、日本有数の山岳地帯に囲まれ、複雑な地形・地質や気温の変化にも富んでいることから、これらの様々な自然環境の中で貴重な動植物が豊富に生息・生育しています。
- 3つの国立公園、1つの国定公園、及び2つの県立自然公園が指定され、自然公園の面積は県土の27%を占めているほか、南アルプス、甲武信の2地域がユネスコエコパークに登録されるなど、優れた森林景観や豊かな自然とのふれあいを求めて、多くの人々が訪れています。
- 森林の46%を占めている県有林は、明治44（1911）年の御下賜以来、県民全体の財産として守り育てられ、令和3（2021）年3月に110周年を迎えました。県有林がこれまで果たしてきた役割や歴史を振り返るとともに、これからも多様な公益的機能を有する森林を次の世代に引き継ぐための森づくりを進めています。
- 一方、民有林の中には、林業の採算性の悪化や担い手の減少等から、森林の整備が行き届かず荒廃が進み、公益的機能の低下が懸念されることから、平成24（2012）年度から「森林環境税」（県税）を導入して、公益的機能が発揮される森づくりを進めています。
- これらの状況を踏まえて、荒廃した森林の再生を進めるとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」といった、森林資源の循環利用を推進することが必要となっています。

■ 表－1 森林の所有形態別面積

区 分	面積 (ha)	比率	
県土面積 (a)	446,527	100%	
森林面積 (b)	347,429	78%	(b) / (a)
【内訳】 国有林 (c)	4,611	1%	(c) / (b)
県有林 (d)	158,225	46%	(d) / (b)
民有林 (e)	184,593	53%	(e) / (b)
[参考] 自然公園面積 (f)	121,207	27%	(f) / (a)

■ 図－1 森林の所有形態別比率



■ 表－2 人工林面積の比較

全 国	区 分	山梨県
25,025 千 ha	森林面積 (a)	347,429ha
10,093 千 ha	人工林面積 (b)	152,953ha
40%	人工林率 (b) / (a)	44%

出典：令和5年度版山梨県林業統計書

1-2 農村地域の緑化

- 日本農業遺産に認定された峡東地域の果樹地帯や南アルプス市の棚田など、本県の農村地域に見られる美しい景観は、全国にも誇れる県民共有の財産となっています。
- また、食料の供給をはじめ、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を有し、農地が織りなす四季折々の季節感あふれる緑は、県民だけでなく来県者の心を潤しています。
- しかし、近年、農村地域における過疎化、高齢化、混住化の進行に伴い、中山間地域の経営耕地が減少（表-3）しており、農山村景観の保全に不可欠な「管理された農地」が徐々に失われている傾向にあります。
- このような中、農業・農村の有する多面的機能に対する期待は高まっており、この機能が十分に発揮されるよう、農村地域が一体となった、自然環境と調和し、適正に管理された農地の保全による里づくりの推進が求められています。

■ 表-3 山梨県の経営耕地面積の推移

単位：ha

区分 \ 年度	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
都市的地域	3,564	3,077	2,866	2,552	2,872
平地農業地域	3,562	3,052	2,843	2,271	4,133
中山間農業地域	14,203	12,802	12,108	10,153	5,897
合計	21,329	18,931	17,817	14,976	12,902

出典：農林業センサス結果報告

都市的地域	甲府市(旧甲府市)、富士吉田市、山梨市(旧山梨市)、甲斐市、中央市(旧田富町)、昭和町
平地農業地域	甲府市(旧中道町)、南アルプス市、中央市(旧玉穂町、旧豊富村)
中間農業地域	甲府市(旧上九一色村)、韮崎市、北杜市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村)、上野原市(旧上野原町)、甲州市(旧勝沼町)、市川三郷町、富士川町(旧増穂町)、忍野村、山中湖村、富士河口湖町
山間農業地域	都留市、山梨市(旧牧丘町、旧三富村)、大月市、笛吹市(旧芦川村)、甲州市(旧塩山市、旧大和村)、上野原市(旧秋山村)、早川町、身延町、南部町、富士川町(旧鰍沢町)、道志村、西桂町、鳴沢村、小菅村、丹波山村

1-3 都市地域の緑化

- 本県のほとんどの市街地は、農山村から発達したものであり、都市圏域内は古くから散在する集落群と中小都市より構成され、これらを基盤に、今日の生活様式の変化等により、さらに、その周辺の宅地化が進行してきた経緯があります。
- これらの経緯から、市街地においては緑化可能なスペースが限られていることから、緑による空間の創出には創意工夫が必要となっています。
- 甲府盆地では、近年、内陸性気候の特徴が顕著に現れ、甲府市では平成 25 (2013) 年 8 月 10 日に 40.7 度 (令和 5 年時点全国 11 位) を、また令和 5 年には猛暑日 (最高気温 35 度以上) が 35 日を記録するなど、特に都市地域における気温上昇の抑制が課題となっています。
- 樹木などにより形成される緑陰は、太陽光を遮り、温熱環境を改善する効果があります。赤外線画像を用いた調査結果から、緑陰がある舗装道路は、緑陰がないところと比較して 10 度以上温度が低くなることがわかっています。
- さらに、これらの緑地は、建物や道路など多くの人工構造物で占められた都市環境において、住民の快適な生活環境や魅力的な景観の形成にも貢献しています。
- こうしたことから、都市地域においては、公園や街路樹など緑地の確保を図るとともに、遊休地は地域における緑化活動の場としての活用を図り、これらの緑地に求められる各機能が効果的かつ持続的に発揮できるよう、適正な維持・管理に努めるなど、質の高い保全・整備を進めていく必要があります。

■ 図-2 山梨県の都市計画区域



出典：「山梨県都市計画マスタープラン」（令和 2 年 10 月策定）

■ 表－4 山梨県の都市計画区域

広域圏域	都市計画区域等	面積	範囲
中西部・南部広域圏域 ・構成市町（9市6町） 甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、昭和町	甲府都市計画区域	約12,512ha	甲府市、甲斐市及び中央市の一部、並びに昭和町の全域
	峡東都市計画区域	約10,764ha	山梨市及び甲州市の一部
	韮崎市都市計画区域	約3,685ha	韮崎市及び甲斐市の一部
	南アルプス都市計画区域	約7,420ha	南アルプス市の一部
	笛吹川都市計画区域	約11,174ha	甲府市、笛吹市及び中央市の一部
	市川三郷都市計画区域	約2,234ha	市川三郷町及び富士川町の一部
	富士川都市計画区域	約1,347ha	富士川町の一部
	身延都市計画区域	約3,707ha	身延町の一部
	都市計画区域外	約262,289ha	甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町及び身延町の一部、並びに北杜市、早川町及び南部町の全域
富士・東部広域圏域 ・構成市町村（4市2町6村） 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、西桂町、富士河口湖町、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村	富士北麓都市計画区域	約20,748ha	富士吉田市、西桂町、山中湖村及び富士河口湖町の一部、並びに忍野村の全域
	都留都市計画区域	約5,291ha	都留市の一部
	大月都市計画区域	約5,110ha	大月市の一部
	上野原都市計画区域	約2,375ha	上野原市の一部
	都市計画区域外	約97,401ha	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、西桂町、富士河口湖町、山中湖村の一部、並びに道志村、鳴沢村、小菅村及び丹波山村の全域

■市街地の緑被率の現況（緑の現況調査）

○ 県内の市街地の現況を把握するために、令和4（2022）年度に「緑の現況調査」を次のとおり実施しました。

1 調査の目的

緑の現況調査は、人工衛星画像（SPOT 令和2年撮影）の分析により本県の市街地の緑地の現況を把握するとともに、緑化指標の検討に必要な基礎資料として活用

2 調査対象

調査の対象区域は、山梨県内の都市計画区域のうち、甲府都市計画区域の市街化区域及びその他の都市計画区域の用途地域

3 調査項目

（1）基礎情報の整理

（2）データの抽出・データの加工・緑被状況等の算出

（3）人工衛星画像による各区域別の緑被率※（樹木・農地・草地別）の分析

※緑被率：単位区域における緑地（樹木、樹林や草などの緑に覆われた部分及び農地）の割合

（4）緑被率分布の状況

甲府都市計画区域の市街化区域及び各都市計画区域の用途地域における緑被率分布の状況

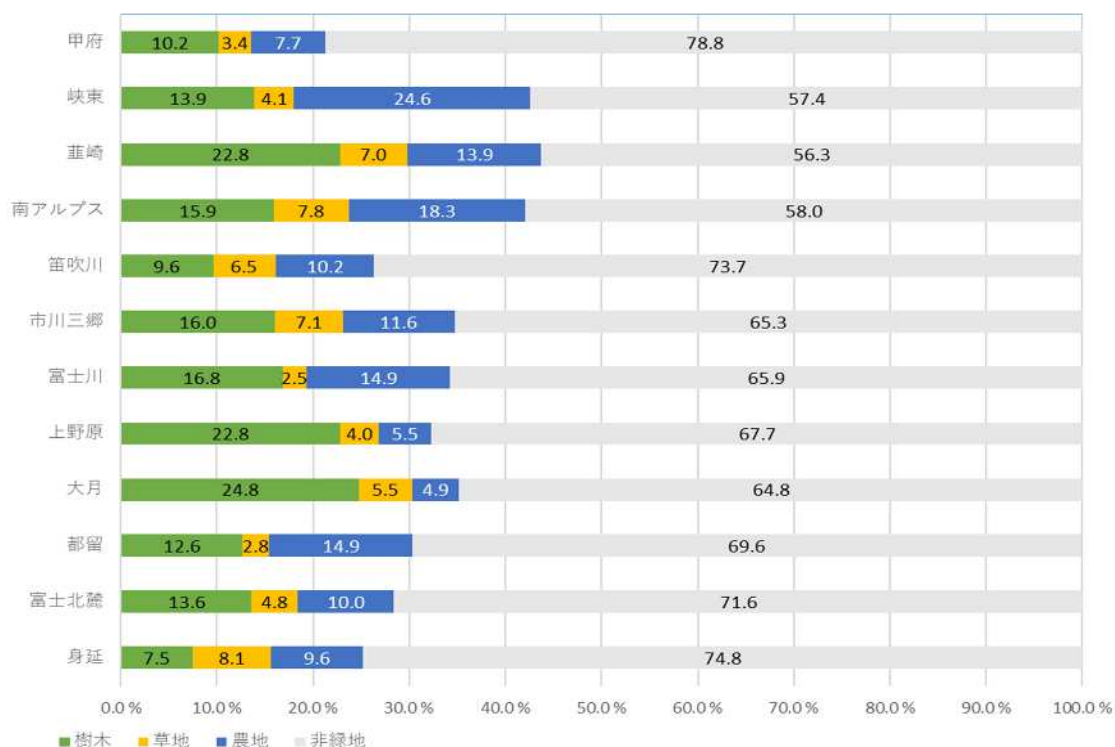
4 調査結果

各調査区域別の緑被率分布

■ 表－5 甲府都市計画区域の市街化区域及び各用途地域の緑被率分布（単位：％）

区域種別	地域名	図形面積 (ha)	樹木		草地		農地 (田畑)		農地 (樹木畑)		緑被地		非緑被地	
			面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
			市街化区域	甲府	6,079.56	617.72	10.16	204.24	3.36	419.97	6.91	44.73	0.74	1,286.67
用途地域	峡東	571.64	79.28	13.87	23.17	4.05	34.89	6.10	105.98	18.54	243.32	42.57	328.32	57.43
用途地域	韮崎	558.25	127.44	22.83	39.18	7.02	66.80	11.97	10.56	1.89	243.98	43.71	314.26	56.29
用途地域	南アルプス	492.82	78.26	15.88	38.47	7.81	43.75	8.88	46.55	9.45	207.02	42.01	285.80	57.99
用途地域	笛吹川	231.98	22.16	9.55	15.10	6.51	15.21	6.56	8.46	3.65	60.93	26.27	171.05	73.73
用途地域	市川三郷	257.65	41.17	15.98	18.21	7.07	27.63	10.72	2.37	0.92	89.39	34.69	168.26	65.31
用途地域	富士川	273.27	45.78	16.75	6.77	2.48	29.02	10.62	11.66	4.27	93.22	34.11	180.06	65.89
用途地域	上野原	359.32	81.95	22.81	14.42	4.01	18.58	5.17	1.05	0.29	116.00	32.28	243.32	67.72
用途地域	大月	351.61	87.04	24.75	19.29	5.49	13.18	3.75	4.19	1.19	123.69	35.18	227.92	64.82
用途地域	都留	546.21	68.99	12.63	15.48	2.83	78.58	14.39	2.83	0.52	165.88	30.37	380.33	69.63
用途地域	富士北麓	2,012.17	272.92	13.56	96.98	4.82	172.67	8.58	29.10	1.45	571.66	28.41	1,440.51	71.59
用途地域	身延	85.63	6.43	7.50	6.92	8.08	8.21	9.59	0.00	0.00	21.55	25.17	64.08	74.83

■ 図－3 甲府都市計画区域の市街化区域及び各用途地域の緑被率分布



【樹木緑被率の分布状況について】

【調査方法】

調査範囲を 1.5m×1.5mのメッシュに細分し、各メッシュを中心とした半径 500mの範囲内の樹木による緑被率を算出したもので、範囲内の樹木緑被率を「0%～5%」、「5%～10%」、「10%～20%」、「20%～30%」、「30%～40%」、「40%～50%」、「50%～100%」の7段階に区分した。

地点毎の緑被率の分布状況を示すことにより、周辺地域（半径 500mの以内）の樹木緑被率の低い地区、緑化を図る必要がある地域等を明らかにした。

【半径 500mとした理由】

本県の市街化区域、用途地域の小学校は、概ね 1 km程度の間隔で配置されている。そのため生徒の通学圏は半径 500m程度となっている。

これを踏まえると、半径 500mは、一般的に人が無理なく地域的な活動が可能な範囲であり、県民の生活圏の緑被地の分布を評価するのに好適な指標と考えられる。

【樹木を指標とした理由】

調査範囲には、農地や草地等も存在するが、これらの緑被地は、将来的に存続が約束されていない。市街化区域における存続が確保された緑被地とは公園の緑地や社寺林、街路樹等の樹木が主なものであるため、環境緑化推進の政策を進めるに当たり、確保された緑被地として樹木の緑被率に着目し、これを指標とした。

- 甲府都市計画区域の市街化区域及び各都市計画区域の用途地域における樹木緑被率の分布状況は次のとおり。

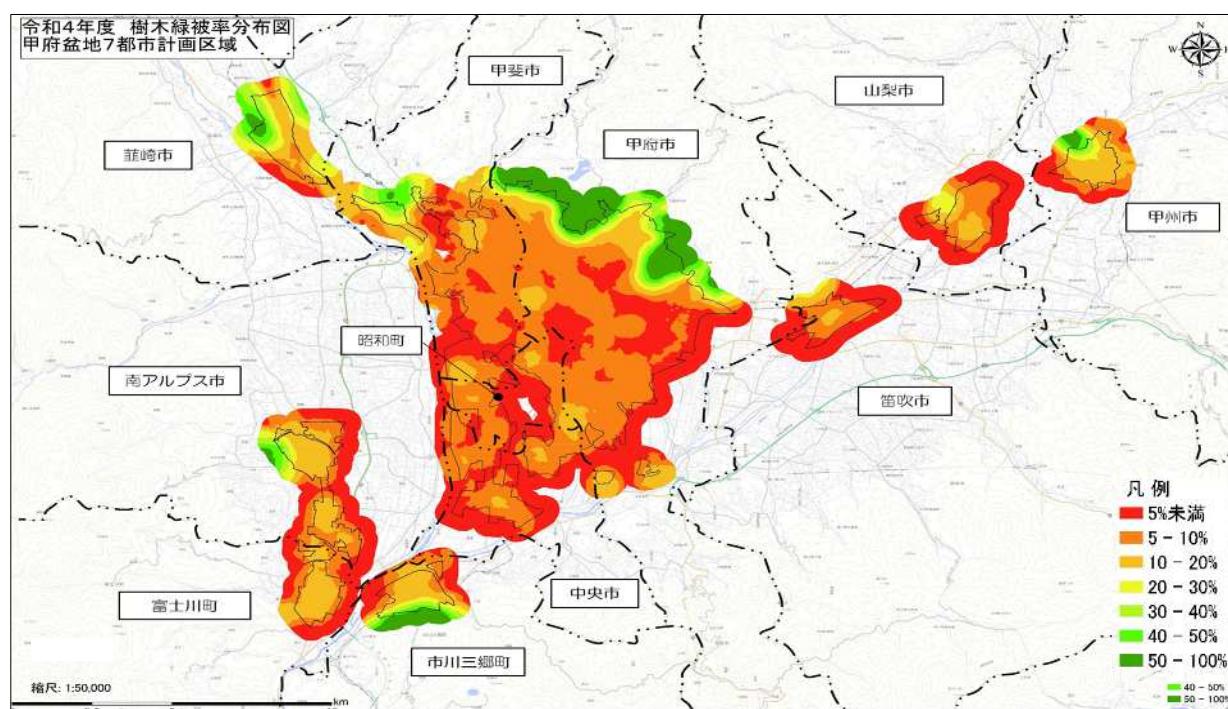
■ 表－6 樹木緑被率の分布状況

単位：％

区分 区域名		樹木緑被率						
		0～5%	5～10%	10～20%	20～30%	30～40%	40～50%	50～100%
市街化区域	甲府	21.85	57.55	11.61	2.84	1.91	1.33	2.90
用途地域	峡東	10.30	34.81	45.42	5.51	2.95	1.02	0.00
用途地域	韮崎	5.35	15.73	38.47	18.55	12.02	7.20	2.67
用途地域	南アルプス	3.16	34.69	54.48	4.28	2.90	0.49	0.00
用途地域	笛吹川	22.94	66.19	10.87	0.00	0.00	0.00	0.00
用途地域	市川三郷	2.65	16.60	54.50	10.65	8.65	6.02	0.93
用途地域	富士川	0.18	27.29	72.54	0.00	0.00	0.00	0.00
用途地域	上野原	0.00	9.47	20.44	11.77	22.02	15.55	20.76
用途地域	大月	0.00	0.00	0.00	12.85	29.30	30.69	27.16
用途地域	都留	1.50	1.81	3.53	14.43	32.05	26.91	19.77
用途地域	富士北麓	27.38	24.25	19.56	10.07	6.46	3.68	8.60
用途地域	身延	0.00	0.00	0.00	0.00	4.23	17.87	77.90

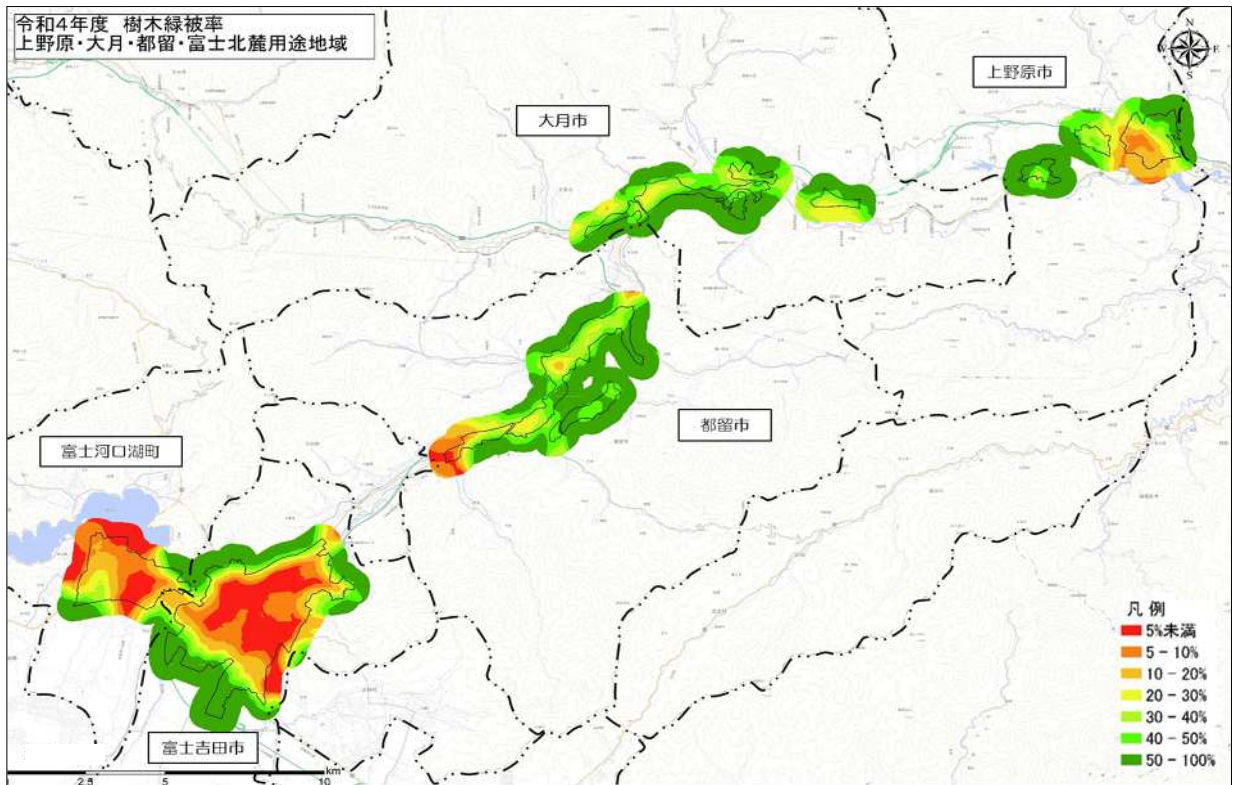
- 甲府市街化区域及び峡東・韮崎・南アルプス・笛吹川・市川三郷・富士川用途地域については図－4のとおり。

■ 図－4 甲府市街化区域及び各用途地域の樹木緑被率分布図



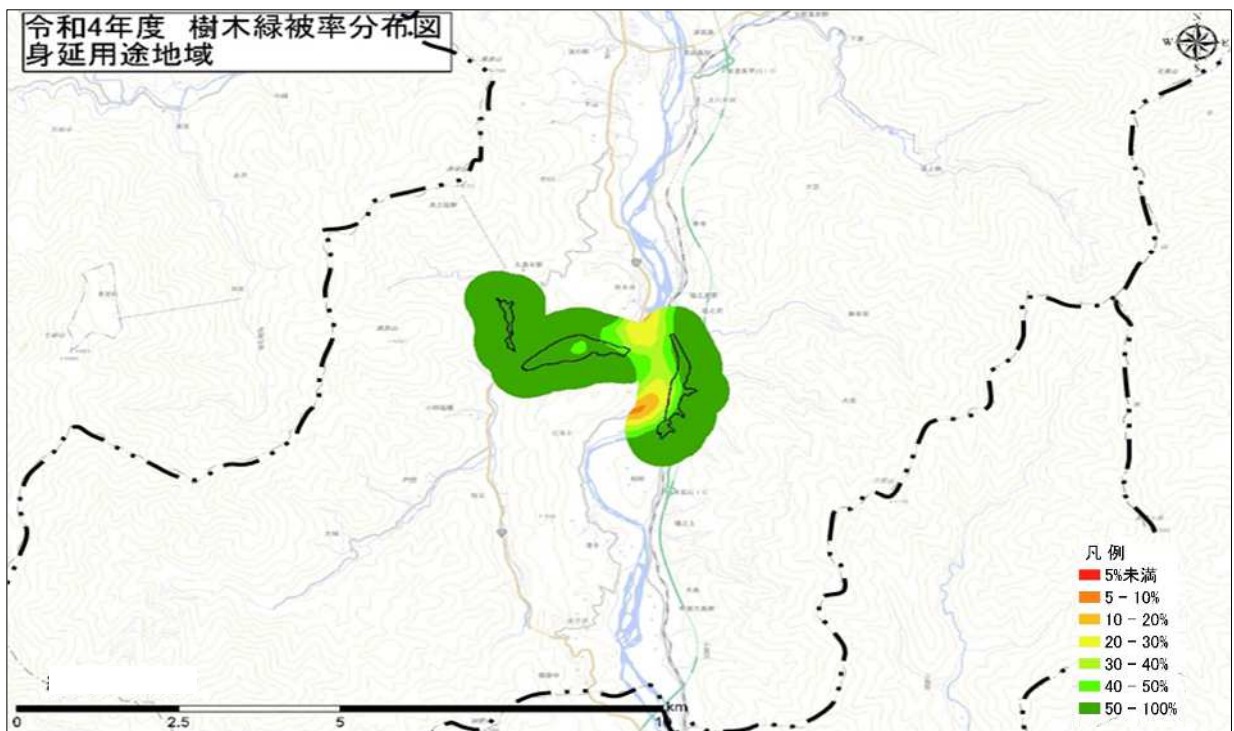
○ 上野原・大月・都留・富士北麓については図-5のとおり

■ 図-5 上野原・大月・都留・富士北麓・身延用途地域の樹木緑被率分布図



○ 身延用途地域については図-6のとおり

■ 図-6 身延用途地域の樹木緑被率分布図



2 社会情勢の変化と課題

2-1 社会情勢の変化

地球温暖化対策の必要性の高まり

- 世界の平均気温は 1850 年～1900 年の 50 年間の数値を基準として、2011 年～2020 年の間に 1.1℃上昇したとされています。このことは、主に人間活動により排出された温室効果ガスの影響で引き起こされたこととして疑う余地はないとされています。
- 気象庁の発表によると、日本の年平均気温は、100 年あたり約 1.3℃の割合で上昇しています。
- 令和 4 年 3 月に甲府地方气象台・東京管区气象台が公表した山梨県の気候変化によると、甲府市の年平均気温は 100 年あたり 2.2℃上昇しています。
- 気候変動適応情報プラットフォームによると、地球温暖化が進行した場合、夏の猛暑や強い雨が更に激しくなり、暑さによる健康被害、大雨による土砂災害や水害、高温による農作物の被害などの影響があると考えられています。
- こうしたことから地球温暖化の対策として、その原因物質である温室効果ガス吸収量を増加させる「緩和」にあたる、「緑化」の必要性が高まっています。

SDGs やカーボンニュートラル、GX への貢献

- 地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景に持続可能な開発目標 (SDGs) に対する注目が高まっています。SDGs では、17 の目標の中の一つに「持続可能な森林の経営」を含む目標 (目標 15) が掲げられているなど、森林の多面的機能が SDGs の様々な目標の達成に貢献しています。また、SDGs では気候変動への対策も目標として掲げられています (目標 13)。国は、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指し、適正に管理された森林が果たす役割が期待されています。
- さらに、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション (GX) を通じて、エネルギー需給構造の転換、産業・社会構造の変革を目指すこととしています。

人口減少・超高齢社会の到来と健康志向の高まり

- 令和 5 年度刊行山梨県統計年鑑より、本県の人口は、平成 13（2001）年の 89 万人をピークに減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和 2（2020）年の約 81 万人から 令和 12（2030）年は、約 74 万 9 千人まで、約 6 万 1 千人減少すると予測されています。
- また、山梨県高齢者福祉基礎調査によると、令和 4 年(2022)年 4 月 1 日現在で、本県の総人口に占める高齢者人口（65 歳以上）の割合は、約 25 万 3 千人、31.2%と年々高くなってきており、全国平均の 29.0%を 2.2 ポイント上回るなど、全国よりも高齢化が進行しています。
- このように、人口減少・超高齢社会が到来する中、生涯にわたり健やかで生きがいのある人生を送ろうとする県民意識の高まりから、癒しや安らぎなど、緑地がもたらす健康増進効果に対する期待も高まっています。

グリーンインフラ（自然の機能を活用した社会基盤）の推進

- 国では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みを推進することとしています。

ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けた生態系の保全・再生

- 令和 3（2021）年 6 月に英国で開催された G 7 サミットでの「2030 年自然協約」において、「2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させる」という世界的な使命を確認し、令和 4 年 12 月生物多様性条約 C O P 15 で「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までの新たな世界目標として、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」と定められました。
- これを踏まえ日本では、令和 5 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。この戦略には、「2030 年ネイチャーポジティブ」を達成するために、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が具体的に示されました。

2-2 県内の状況

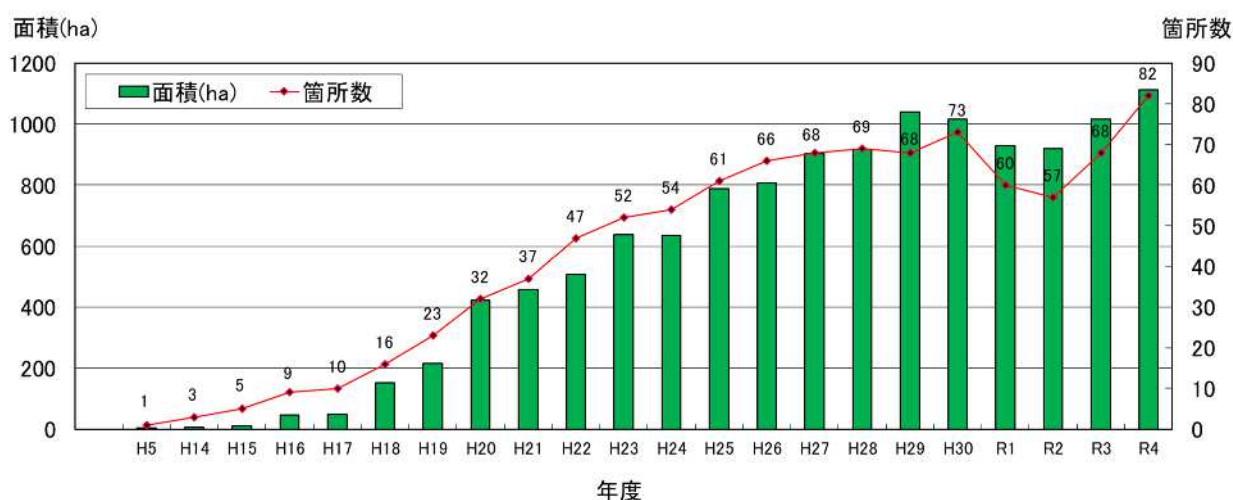
緑地がもたらす効果への期待の高まり

- 近年の社会情勢の変化に伴い、緑地が人の心身にもたらす健康増進効果や、緑のカーテンなどによる節電や温度低減の効果など、これまで以上に緑地がもたらす多様な効果への期待が高まっています。

多様な主体が積極的に緑化に関わる意識の高まり

- 森林の持つ多様な公益的機能に対する県民の関心や企業・団体の環境保全活動に対する意識の高まりを背景に、県民参加の森づくり、企業の森林整備への参加など、多様な主体による森林整備・保全活動が拡大しています。

■ 図-7 企業・団体の森づくりの推移



森林環境教育・木育の取り組み

- 次代を担う子供たちが森林体験や木に触れる遊びなどの活動を通じて、森づくりの大切さ、木の文化への理解を深め、豊かな感性を持った人材を育成することを目的に、令和2年10月「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」が設立され、本県における森林環境教育・木育の取り組みが活発化しています。
- 子供をはじめとする全ての人々が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組みの実践により、木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことにつながることを期待されます。

2-3 環境緑化を推進する上での課題

身近な生活環境における緑化

- 市街地の緑被率の現況（緑の現況調査）より、市街地の周辺は、比較的緑豊かな自然環境に恵まれています。産業や人口が集中する甲府や富士北麓など都市計画区域内の市街地では、樹木による緑被が極めて少ない区域があります。
- 特に甲府盆地では盆地特有の気候やヒートアイランド現象により、夏期には猛暑日や酷暑日を連続して記録するなど、熱中症の発生リスクが高まっています。このため、住宅地や商業施設における緑地の確保など、気温上昇を抑制する取り組みが重要となっています。
- また、都市部の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる高木主体の緑地の保全や創出が重要となります。

多様な主体の連携と持続

- 人口減少や少子高齢化に伴い、将来にわたり森林や河川、遊休地などの緑地を適正に管理保全する担い手の確保が課題となっています。
- このためには、県民、企業・団体や行政等、環境緑化に関わる様々な主体が、それぞれの果たすべき役割を理解し、一層の連携を図りながら緑化に取り組み、持続させていく必要があります。

県民理解の促進

- 県民主体の緑化活動をより一層推進するため、県民のニーズに応じた情報提供や人材育成などを効果的に行い、緑化につながる各種普及事業に県民の参加を促す環境づくりが重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

これまでは、公共施設などは行政が、住宅地や商業施設、工場施設などは民間が主体的に緑化活動に取り組むという役割分担のもと進めてきた傾向にありました。

一方、近年は緑地に対する社会的な関心が高まりを見せる中で、企業・団体等による森づくりや環境教育の取り組みが積極的に行われるなど、多様な主体による緑化活動が増えてきました。

今後は、このような活動に県民と行政が一体的に取り組み、より一層活性化させていく必要があります。

この計画では、県民一人ひとりが緑化の大切さや重要性を認識して、企業や団体、行政などとの連携・協働のもとで環境緑化を進め、社会全体で次代に引き継いでいくこととします。

2 基本方針

計画の基本目標を達成するためには、緑化の重要性について、緑地を創出、保全、活用する基盤となる県民の理解を深め、県民参加の取り組みを更に進める必要があります。

このため、前計画から引き続き、次の4つの基本施策に基づき、関係機関と連携して施策を推進します。

緑をつくる

- 生活環境周辺の自然環境や魅力ある景観を活かしつつ、適正に管理された質の高い環境緑化を進めることにより、快適な生活環境の創出や生物多様性の保全に配慮した緑地づくりを進めます。

緑をいかす

- 木育の推進や都市と山村の交流による地域活性化を図り、地域の特性を活かしながら、県民の多様なニーズに応じた環境緑化を進めます。

緑をまもる

- 緑地の適正な管理により、森林の持つ公益的機能を発揮させるとともに、地域の景観や歴史・文化との調和や、自然との共生を図ります。

緑をまなぶ

- 緑化を総合的に進めるために、知識・技術の普及と人材の育成、及び森林環境教育・木育の充実などを図り、緑化に関わる多様な主体が連携した取り組みを進めます。

3 本計画における重点項目

本県は全国有数の森林県であり、森林の有する多面的機能が県民の生活・安全な暮らしを支えています。また、都市地域においても四季折々の季節感あふれる樹木は、地域の自然環境と調和して、県民に安らぎや潤いのある暮らしを提供しています。

樹木を主体とした緑地は、地球温暖化の防止や生物多様性の保全上、極めて重要であるとされていることから、居住地とその周辺にある農地や森林も包括して、高木の樹木を中心とする緑地を確保することが重要です。

こうしたことを踏まえ、次の3項目について重点的に取り組みを進めることとします。

- 重点① SDGsやカーボンニュートラル、GX※への貢献
- 重点② グリーンインフラの推進
- 重点③ ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けた生態系の保全・再生

※GX：化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心へ移行させ、経済社会システム全体を変革すること（グリーントランスフォーメーション）

第4章 具体的な施策の方策

前計画の達成状況を踏まえ指標の一部を見直し、樹木を主体とした緑化を推進していくこととします。

1 緑をつくる

■都市部の緑被率（甲府都市計画区域における樹木緑被率5%以上割合）

指標	目標 R5	実績 R4	達成率	前計画の状況	目標 R15
割合(%)	83	78	94%	概ね計画通りの樹木緑被率を確保している	100

■公共施設の需要に対する緑化樹の配布率

指標	目標 R5	実績 R4	達成率	前計画の状況	目標 R15
割合(%)	-	100	-	需要が多い高さ5m以下の緑化樹については、養生数に見合った配布を行っているが、大型樹については需要が少ない状況（本計画から指標見直し）	100

■公共施設の緑化率（条例で定める緑化基準以上の県施設整備割合）

指標	目標 R5	実績 R4	達成率	前計画の状況	目標 R15
割合(%)	-	67	-	（本計画から新設）	100

1-1 快適な生活環境のための緑地づくり

- 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取り組みを推進します。（森林整備課）
- 多くの県民が利用する公共施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。（森林整備課、都市計画課、景観まちづくり室）
【解説1】 【解説2】
- 植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に養成し、公共施設において質の高い緑化を進めます。（森林整備課）【解説3】
- 住民参加による農山村景観の整備や景観形成作物等の管理に取り組む組織等の活動を支援します。（耕地課）
- 県民、事業者等が道路、河川、公園等の植栽などの美化活動を行う土木施設環境ボランティアや景観アドバイザーの活用等により、公共施設における緑化を進めます。（道路管理課、治水課、都市計画課、景観まちづくり室）
- 家庭や事業所等において、地球温暖化対策につながる緑のカーテンの取り組みを促進し、身近な場所での緑化を進めます。特に、本県の特徴を生かし「ぶどう」を利

用した緑のカーテンの公共施設等への設置を進めるなど、普及に努めていきます。
(環境・エネルギー政策課)

【解説1】公共施設等の緑地づくり

- 県や市町村が整備した庁舎、公営住宅、公園、道路などの公用・公共施設は、地域のシンボルやコミュニティーの場を提供するとともに、学校や幼稚園、保育所などは、児童、生徒の教育環境の場となることから、緑化による効果が大きく、重要性が高い施設です。
- このため、これらの施設においては、模範となる緑地づくりを率先して進める必要があり、郷土種や大型樹を中心とした森づくりを進めるとともに、良好な維持管理を図ることにより、県民や事業者等に対して質の高い緑地を提供していきます。

【解説2】民間施設の緑地づくり

- 工場や事業所、商業施設や医療施設、社会福祉施設などの民間施設は、従業員はもとより、地域の生活環境と密接に関連していることから、緑化により利用者や周辺住民にやすらぎや癒しをもたらす効果が期待できる施設です。
- このため、これらの施設においても、地域の景観と調和した緑地の確保や整備を積極的に進めていきます。

【解説3】緑化園について

- 県では、公共施設等の効果的な環境緑化の推進を図るため、県内2か所(日野春、大泉)の緑化園において郷土種を基本に緑化樹の養成を行い、希望する県及び市町村の公共施設等に配付しています。
- 緑化園で養成している樹木の種類、高さ、太さなどの詳細情報を常時、整理・管理するとともに、積極的に情報発信して同園を活用していきます。
- 緑被率が低いなど緑化が必要な公共施設を抽出し、重点的に養成した緑化樹の活用による緑化を進めます。
- 緑化樹の持続的な供給に向け、要望の多い中低木が主体の日野春緑化園を中心に緑化樹を養成していきます。

1-2 自然環境や生物多様性に配慮した緑地づくり

- 河川沿いの溪畔林や尾根沿いの保護樹林帯等の森林について野生生物の移動経路や生息場所の確保に配慮した森林の保全・整備などにより、生物多様性の保全に努めます。（森林整備課、県有林課）
- 生態系の保全や自然とのふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和を図るなど環境に配慮した治山林道施設の整備を推進します。（治山林道課）
- 都市住民と地域住民との交流・連携を促進するとともに、里山に関わるNPO等と協働で森林ボランティア等の支援や里山の新たな利活用を図りながら、県民参加の里山活動を推進します。（森林整備課）
- 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。（治水課）

1-3 魅力ある地域の景観を演出する緑地づくり

- 街路樹の植栽等の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに個性的で優れた街並み景観の形成を図るなど魅力ある街並みづくりを促進します。（都市計画課）
- 市町村等が行う公共施設や建築物等の修景、緑化等の取り組みを支援し、景観の保全と創造を進めます。（景観まちづくり室）
- 大規模小売店舗の新設・変更届への助言により店舗敷地内の緑化を促進します。（森林整備課、産業政策課）
- 維持管理的景観形成と街路樹の消毒、剪定、施肥、補植を行います。（道路管理課）
- 周辺環境にも配慮した緑化を推進するため、県庁舎・学校・県営住宅等、公共施設の植栽を整備します。（庁舎管理室、住宅対策室、学校施設課）

【参考】山梨県環境緑化条例の緑化基準

山梨県環境緑化条例第7条及び第8条では、公共施設や民間事業所等の環境緑化に関する基準として定めるものを指標とし、環境緑化に努めるものとしています。

■ 表-7 環境緑化基準：施設毎の緑地基準

施設	緑化基準
学校	<ul style="list-style-type: none">・ 運動場を除く敷地については敷地面積の20%以上の緑地があること。・ 運動場については、敷地面積の5%以上の緑地があること。
公園	<ul style="list-style-type: none">・ 敷地面積の30%以上の緑地があること。
公営住宅、庁舎、その他の公共施設	<ul style="list-style-type: none">・ 敷地面積の20%以上の緑地があること。
製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に係る事業所等 (敷地面積2,000㎡以上)	<ul style="list-style-type: none">・ 敷地面積の20%以上の緑地があること。
その他の事業所等 (敷地面積2,000㎡以上)	<ul style="list-style-type: none">・ 敷地面積の5%以上の緑地があること。

2 緑をいかす

■森林環境教育・木育の推進

指標	目標 R5	実績 R4	達成率	前計画の状況	目標 R15
定性評価	-	-	-	達成状況が概ね計画通りとなった、「どんぐりクラブ登録者数」、「森林環境教育を実施した教育機関等の割合」を統合	森林体験活動や木育等、子どもたちの森林の大切さや木の文化を継承する心を育む事業等が適切に実施されている

2-1 地域の特性を活かした森の活用

- 山岳景観、豊かな自然や果物をはじめとする様々な農産物などの農山村資源を活かし、都市農村交流や二地域居住を促進します。（人口減少危機対策企画グループ）
- 自然散策やフットパスなど、本県の地域資源をフルに活かした体験プログラムの開発を促進します。（観光振興課、観光資源課）
- 農村地域の活性化を図るため、都市住民との交流の拡大に向けた地域の取り組み等を支援します。（農村振興課、耕地課）
- 開発転用等に伴い除去される有用な樹木を引き取り、地域条件に適した公共施設等の緑化に活用します。（森林整備課）
- 公共建築物等の木造化・木質化を促進することで、県産材の利用拡大に向けた取り組みを進めます。（林業振興課）
- これまで林内に残されていた間伐材や枝条などを余すことなく利活用することで木質バイオマスの利用を促進します。（林業振興課）
- 甲武信ユネスコエコパークエリアにおける生態系の保全と持続可能な利活用を推進します。（自然共生推進課）

2-2 多様なニーズに対応した森の活用

- 健康づくりの場として森林空間の利用に対する期待が高まる中、人々に「和み」と「癒し」をもたらす機能を有する森林を森林セラピー等の場として活用します。（森林政策課、県有林課）
- 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林公園等におけるプログラムの充実を図ります。（県有林課）
- 富士北麓の美しい自然環境の中に創設した国際交流「世界の森やまなし」において、記念植樹を通じて諸外国との交流を推進します。（県有林課）

- 森林体験や木育活動を通して森林の大切さや木の魅力を学び、その文化を継承する豊かな心を育む事業の推進を行い、環境緑化への理解促進を図ります。(森林整備課)
- 森林体験学習等を通して、特色ある環境教育を推進するとともに、学校教育や社会教育を通して自然とのふれあいを重視した体験的な学習を展開し、環境保全活動等につなげる取り組みを進めます。(森林整備課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課)
- 森林の中で樹木に触れて名前を知る、子ども樹木博士の認定など、子どもたちが森林や自然に関心を深めるとともに親子でのふれあいの場を提供します。(森林整備課)

3 緑をまもる

■企業・団体の森づくり活動の推進

指標	目標 R5	実績 R4	達成率	前計画の状況	目標 R15
定性評価	-	-	-	達成状況が概ね計画通りとなった、「企業・団体の森づくり活動箇所数」、「森づくりによる CO ₂ 吸収認証吸収量」を統合	企業団体等の森づくりが CO ₂ 吸収認証制度等により促進されることで、幅広い分野において森づくりに対する意識が高まる環境となっている

3-1 地域の景観や文化・歴史と調和した緑地の保全

- 歴史上又は学術上価値の高い有形文化財、史跡、名勝や巨樹・名木の保護を図ります。(森林整備課、文化振興・文化財課)
- 富士山、南アルプス、八ヶ岳、秩父山地などの原生的な自然や景観を将来の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、関係機関などとの連携を図りながら、環境保全に関する施策を進めます。(自然共生推進課)
- 良好な景観の形成や修景のための伐採、森林整備等を行い、人々に親しまれる美しい森林景観の形成と保全の推進に努めます。(森林整備課、県有林課、観光資源課)
- 自然や生物の保護、美しい景観など農村地域の有する多面的機能の保全活動を支援します。(農村振興課)
- 良好な都市環境を形成するため、公園を整備するなど、身近な緑の保全と創造を推進します。(景観まちづくり室)
- 富士山の文化的な価値の啓発などを行い、世界文化遺産である富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくための取り組みに努めます。(世界遺産富士山課、文化振興・文化財課)

3-2 多様な公益的機能の発揮に向けた緑地の保全

- 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、期待する機能に応じた適正な森林整備を進めます。（森林整備課、県有林課、治山林道課）
- やまなし森づくりコミッションと連携し、県民や企業・団体など様々な主体による森づくり活動を支援することにより県民参加の森づくりを促進します。（森林整備課）
- 県民が森づくり活動の効果に関心をもつ契機とするため、企業・団体が県内で行う森づくり活動によるCO₂吸収量を認証します。（森林整備課）
- 松くい虫及びナラ枯れの徹底駆除に努め、被害の蔓延を防止し、森林の保全に努めます。（森林整備課）
- 県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた持続可能な管理経営を進めます。（県有林課）
- 県有林内における適切な間伐などによるCO₂吸収量をクレジット化し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益を県有林の森林整備に活用します。（県有林課）
- 甲武信ユネスコエコパークエリアにおける生態系の保全と持続可能な利活用を推進します。（自然共生推進課）

3-3 人と自然の共生のための緑地の保全

- 優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為などの規制による保全に努めるとともに、自然の劣化がみられる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。（自然共生推進課）
- 大規模な開発行為等による環境への負荷の軽減等を図ることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保するため、「山梨県環境影響評価条例」等に基づく環境影響評価制度の適正な運用を行います。（大気水質保全課）
- 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、森林の土地売買等について事前に把握し、所有者等に助言をすることにより、水源地域内の森林の保全などを図ります。（森林整備課）
- 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用するとともに、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の捕獲・採取や取引を規制し保護に努めます。（自然共生推進課）
- ニホンジカ、イノシシなど、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。（自然共生推進課）

- 県民、民間団体、事業者、市町村との連携のもと、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進します。（治水課）
- 高標高域を含む自然植生のモニタリング調査を行い、二ホンジカによる自然植生の被害状況や分布状況を把握し、植生の保全を図ります。（自然共生推進課）
- 分布が拡大する二ホンジカからの自然植生への被害対策のため、高標高域での効果的な捕獲方法の調査・研究及び隣接都県との捕獲連携を行い、捕獲の強化を図ります（自然共生推進課）

4 緑をまなぶ

■ 県民理解の促進（緑の教室受講者数）

指標	目標 R5	実績 R4	達成率	前計画の状況	目標 R15
受講者数 (人/年)	1380	980	71%	コロナ禍に伴い大幅に減少したが、5類感染症移行後は回復傾向にあるため、講座内容の見直しも含め一層の普及に努める	1400

■ 緑化相談環境の整備

指標	目標 R5	実績 R4	達成率	前計画の状況	目標 R15
定性評価	-	-	-	達成状況が概ね計画通りとなった、「巨樹・名木の診断件数」、「緑化相談件数」、「緑化情報ホームページアクセス数」を統合	緑化全般に関する様々な媒体（HP、SNS等）による相談窓口の設置、巨樹・名木の診断窓口の設置等により、すべての県民が気軽に緑化について相談できるような環境が整っている

■ 生物多様性に富んだ自然共生社会の推進

指標	目標 R5	実績 R4	達成率	前計画の状況	目標 R15
定性評価	-	-	-	達成状況が概ね計画通りとなった、「生物多様性の言葉の認知度」を変更	生物多様性戦略に基づき豊かな自然環境や希少野生動植物の保全のための取り組みが適切に実施されている

4-1 緑地にふれあう意識の醸成と機会の提供

- 緑化活動に対する理解を深めるため、民間団体、市町村等関係機関との連携のもと、各種イベントを開催し、緑化の推進に関する普及啓発を進めます。（森林整備課）
- 学校、民間団体、地域との連携を図る中で、こどもエコクラブや緑の少年隊などの活動の促進を図るとともに、高齢者に対しても緑化について学ぶ機会を提供します。（森林整備課、自然共生推進課、生涯学習課）
- 児童を対象に、森林・林業の現状や保護、活用について理解を深めるため、森林環境教育副読本「くらしと森林」を小学5年生に配付し、社会科副教材として活用します。（森林整備課）

- 子供たちが、山梨の豊かな自然や多様な生物への理解を深め、それらに対する愛情をもつことができるように、郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習の推進を図ります。（義務教育課）
- 環境に関する職場研修や地域における環境学習を行うにあたり、やまなしエコティーチャーなどの積極的な活用を促進します。（自然共生推進課）
- 山梨県森林総合研究所「森の教室」などの県有施設における体験学習や各種講座の開催を通じて、森林の役割や自然の大切さを学ぶ機会を提供します。（森林政策課）
- 山岳レインジャーや自然監視員の巡回監視活動により、自然植生の分布地域の把握や高山植物、天然記念物、自然記念物などの保護に向けた取組を推進します。（自然共生推進課）
- 山や森林に親しむことを通じて、緑豊かな美しい景観など山や森林から得られる恩恵や、それらによって育まれた文化、歴史を改めて認識してもらう契機とするため、やまなしで過ごす「山の日」事業を実施します。（森林政策課）

4-2 緑化推進に向けた人材の育成

- 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑化に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。（森林整備課）
- 山梨県森林総合研究所等において、教職員等を対象とした環境教育等に関する指導者養成のためのプログラムを実施します。（森林政策課）

4-3 緑化に関する情報の提供と調査研究の推進

- 「やまなしの環境」等、ホームページの情報の充実など、様々な媒体を活用し、県民、事業者等へ利便性の高い正確な情報を速やかに提供する体制の確立に努めます。（環境・エネルギー政策課）
- 緑化に関する調査研究の実施とともに、県内外の研究機関や大学等との連携により、互いの技術力や研究成果を活用した調査研究の推進を図ります。（森林政策課）
- 県の試験研究機関において、本県特有の自然環境や資源の保全、新技術の開発などにつながる研究に取り組むとともに、研究成果が県民生活に普及し、実際に活用されるよう、積極的に情報提供を行います。（私学・科学振興課、森林政策課）

4-4 緑化に関わる多様な主体の連携

- 県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら、「やまなしクールチョイス県民運動」を推進し、緑のカーテンを設置推進することで、緑についての理解を促進します。（環境・エネルギー政策課）
- （公財）山梨県緑化推進機構や（公財）やまなし環境財団等と連携し、森づくりや植樹活動等を行う民間団体に対し支援します。（森林整備課、自然共生推進課）
- 県民、民間団体、事業者、市町村が連携して行う、身近な環境保全活動への参加機会の提供により、環境に配慮した行動の定着を図ります。（環境・エネルギー政策課）
- 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が連携し、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取り組みを促進します。（自然共生推進課）
- 教育関係機関と連携し、森林の整備及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林等を活用した体験活動を通じて森林環境教育の充実を図ります。（森林整備課）

第5章 計画の推進体制

- 緑豊かな生活環境を次代に引き継ぐためには、県民、民間団体、事業者、行政などの多様な主体が期待される役割を果たすとともに、お互いが連携し、社会全体で環境緑化に取り組んでいく必要があります。

1 各主体が期待される役割

(1) 県民

- 行政が実施する環境緑化推進に関する施策への協力・参画
- その他の多様な主体が実施する環境緑化に関する取り組みへの協力・参画
- 家庭や地域などの身近な環境緑化の取り組み
- 「緑の募金」への理解と協力

(2) 民間団体

- 行政が実施する環境緑化推進に関する施策への協力・参画
- 地域における自発的な環境緑化活動の実施と情報の発信
- 地域住民や企業、行政等との連携による環境緑化活動の実施
- 「緑の募金」を通じた森づくりへの参画

(3) 事業者

- 行政が実施する環境緑化推進に関する施策への協力・参画
- その他の多様な主体が実施する環境緑化に関する取り組みへの協力・参画
- 工場、事業所等の環境緑化活動の実施
- CSR等としての地域における環境緑化活動の実施
- 「緑の募金」への理解と協力

(4) 市町村

- 県の環境緑化施策と連携した地域における森づくりの展開
- 「緑の基本計画」等の環境緑化推進に関する計画の策定と実施
- 地域における環境緑化活動への支援

(5) 県

- 条例や計画等に基づく総合的な環境緑化施策の企画と展開
- 環境緑化推進に向けた知識の普及、情報の提供、人材の育成
- 環境緑化に関する多様な主体の連携に向けた調整と支援

2 県と各主体の連携

県内の環境緑化を推進していくため、各主体が連携し協働することによって、その力を最大限に発揮できるよう、県、市町村、(公財)山梨県緑化推進機構が中心となって、環境緑化推進体制の構築に努めていきます。

(1) (公財)山梨県緑化推進機構との連携

- (公財)山梨県緑化推進機構は、県土の緑を守り、育てる県民運動を推進するため、平成2(1990)年1月に(財)山梨県みどりの基金として設立しました。平成7(1995)年11月には、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の施行に伴い、知事が指定する緑化推進委員会として、(財)山梨県緑化推進機構に名称を変更しました。以後、緑の募金運動を展開するとともに、緑の基金と緑の募金を活用して、県と本県の緑化や森林整備を推進する役割を担い、平成23(2011)年1月、公益財団法人に移行し、現在に至っています。
- (公財)山梨県緑化推進機構には、支部として県内4つの県林務環境事務所の管内ごとに、地区緑化推進会議が設置され、分会として全27市町村ごとに、市町村緑化推進組織が設置され、機構の下部組織として、各区域内における緑の募金活動と緑化推進活動を展開しています。
- 環境緑化の推進を図る上で、(公財)山梨県緑化推進機構が担う役割の重要性は一層増してきており、今後とも県との各役割分担を明確にする中で連携の強化を図り、県土の環境緑化推進に取り組みます。連携項目は以下のとおりです。
 - ・ 緑化活動の普及啓発
 - ・ 青少年等の緑化意識の醸成
 - ・ 森林の公益的機能の維持増進
 - ・ 市町村や団体等が国内外で行う緑化活動の支援
 - ・ 森林整備等の推進を目的とする募金活動の推進

(2) 緑の少年隊山梨県連盟との連携

- 次代を担う少年少女たちが緑とのふれあいを通して、緑を守り、緑を育てる心を養うことを目的に結成された緑の少年隊相互の緊密な連絡により自主的な活動を促進するために、昭和63(1988)年9月に発足しました。事務局を(公財)山梨県緑化推進機構内に置いて活動しています。

- 県との連携項目は以下のとおりです。
 - ・緑の少年隊などが、相互に情報を交換することで、活動内容の充実を図ることを目的とした活動発表
 - ・植樹及び森林・樹木の保護・保育の助長や県民の緑化思想の高揚を図るために実施するポスターコンクールなどの個人及び団体の顕彰

(3) やまなし森づくりコミッションとの連携

- 平成 19 (2007) 年 8 月、県内の森づくり活動を支援する組織として、林業関係団体、環境関係団体、NPO法人等 (26 団体) で構成する「やまなし森づくりコミッション」が設立されました。
- 事務局を (公財) 山梨県緑化推進機構内に置いて、多様な主体による森づくり活動を支援することにより、企業・団体の森づくり活動を推進しています。
- 県では主に上記活動の普及啓発について連携して取り組んでおり、引き続き多様な主体による森づくり活動を推進していきます。

(4) やまなし森林環境教育・木育推進協議会との連携

- 令和 2 (2020) 年 10 月、県内の森林環境教育及び木育活動を支援する組織として、教育関係団体や商工団体、林業関係団体等 (13 団体) で構成する「やまなし森林環境教育・木育推進協議会」を設立しました。
- 会長は (公財) 山梨県緑化推進機構会長とし、これまでそれぞれの団体が独自に進めてきた活動のノウハウや課題などを持ち寄り連携協力することで、本県の森林環境教育等を牽引する役割を果たしていくこととしています。

(5) その他の環境緑化関係団体との連携

- 本県には、その他にも専門的な知識や技術を有する団体が数多くあるため、各団体との連携を図り、本県の環境緑化を推進していきます。

3 庁内の推進体制

山梨県環境緑化施策推進庁内連絡会議

環境緑化推進関連事業を実施する関係各課等で構成する「山梨県環境緑化推進施策推進庁内連絡会議」により、本計画の推進を図ります。

■ 庁内連絡会議の構成所属

人口減少危機対策本部事務局 : 人口減少危機対策企画グループ

総務部 : 資産活用課

林政部 : 森林政策課、森林整備課（事務局）、林業振興課、県有林課、
治山林道課

環境・エネルギー部 : 環境・エネルギー政策課、大気水質保全課、自然共生推進課

産業労働部 : 産業政策課

観光文化・スポーツ部 : 観光振興課、観光資源課、世界遺産富士山課、文化振興・文化
財課

農政部 : 農村振興課、耕地課

県土整備部 : 道路整備課、道路管理課、治水課、砂防課、都市計画課、景観
まちづくり室、住宅対策室、営繕課

教育委員会 : 学校施設課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課